

工事成績評定項目別評定表（法令遵守等）

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

様式第3号

評定点数 適応事例	△10	△5	△3	△1	評定点
施工体制台帳や施工体系図と現場の施工体制が一致していなかった。	☐ 監督員が度重なる改善指示を行ったが改善されなかった。	☐ 監督員からの度重なる改善指示により改善された。	☐ 監督員からの改善指示により、速やかに改善された。		点
配置技術者の資格・雇用・資質等に問題があった。	☐ "	☐ "	☐ "		点
工事着手時に提出された監理技術者等が、正当な理由がなく変更された。	☐ "	☐ "	☐ "		点
監督員の承諾なしに施工計画と異なる施工をした。	☐ "	☐ "	☐ "		点
品質管理が適正に行われなかった。		☐ 品質のばらつきや不合格品が多く、大幅な手直しがあった。	☐ 品質のばらつきや不合格品があり、多少の手直しがあった。		点
設計図書と不適合の箇所があった。	☐ 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。				点
安全対策の不備による事故、災害等が発生した。	☐ 請負者の責による事故、災害等で、事後処理が不適切であった。	☐ 請負者の責によらない事故、災害等で、事後処理が不適切であった。	☐ 請負者の責による事故、災害等で、原因究明、再発防止等の事後処理が適切であった。	☐ 請負者の責によらない事故、災害等で、原因究明、再発防止等の事後処理が適切であった。	点
過積載車両の使用が確認された。		☐ 監督員からの度重なる改善指示により改善された。	☐ 過積載車両が度々確認され、改善指示により改善された。	☐ 過積載車両が確認されたが、注意により改善された。	点
不正軽油の使用が確認された。		☐ 監督員が度重なる改善指示を行ったが改善されなかった。	☐ 監督員からの度重なる改善指示により改善された。	☐ 不正軽油の使用が確認されたが、改善措置がなされた。	点
「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に違反する車両が確認された。		☐ 違反車両が頻繁に確認され、度重なる改善指示により改善された。	☐ 違反車両がたびたび確認され、改善指示により改善された。	☐ 違反車両が確認されたが、注意により改善された。	点
その他（ ）	☐	☐	☐	☐	点
1 工事の施工に当たり、上記適応事例の事実を監督員が確認した場合に、減点評価を行うこととし、減点は最大20点までとする。 2 適応事例の適用範囲は次のとおりとする。 (1) 工事請負契約書の履行に関することに限定する。 (2) (1)を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び(1)を履行するために下請負契約をし、その履行をするために従事する者に限定する。					点